

3 勤務条件（給与以外）等（令和4年4月1日現在）

（1）休暇

市町村の特別休暇等の状況は、表1のとおりである。

公民としての権利行使、証人等として出頭、骨髄提供休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、子の保育、妻の出産、子の看護、短期介護休暇、夏季休暇、病気（療養）休暇、介護休暇については、すべての市町村で制度化している。

※以下の表は今年度調査を行っていないため、前年度（令和4年4月1日現在）の状況を参考として掲載

表1 特別休暇等（一部職務専念義務免除を含む）

事由	制度あり			制度なし		
	市	町村	計	市	町村	計
1 公民としての権利行使	37	17	54	0	0	0
2 証人等として出頭	37	17	54	0	0	0
3 骨髄提供休暇	37	17	54	0	0	0
4 ボランティア休暇	37	17	54	0	0	0
5 結婚休暇	37	17	54	0	0	0
6 不妊治療休暇	35	14	49	2	3	5
7 産前休暇	37	17	54	0	0	0
8 産後休暇	37	17	54	0	0	0
9 子の保育	37	17	54	0	0	0
10 妻の出産	37	17	54	0	0	0
11 育児参加	34	16	50	3	1	4
12 子の看護	37	17	54	0	0	0
13 短期介護休暇	37	17	54	0	0	0
14 夏季休暇	37	17	54	0	0	0
15 組合休暇	33	9	42	4	8	12
16 リフレッシュ休暇	36	9	45	1	8	9
17 妊娠障害（つわり）	16	13	29	21	4	25
18 生理休暇	36	17	53	1	0	1
19 母親学級・父親学級への参加	13	16	29	24	1	25
20 病気（療養）休暇	37	17	54	0	0	0
21 介護休暇	37	17	54	0	0	0

【用語の解説】

「特別休暇」

国においては、「職員側の私生活上の事由によって勤務できない状態におかれた場合のうち、その勤務しないことを正当化することが、人倫上、社会慣習上やむを得ないものと認められ、かつ勤務条件として法律又は人事院規則をもって保障するにふさわしいもの」とされており、地方公務員において認められる範囲も、国の規定に準じて厳格に条例及び規則で規定する必要がある。

「職務専念義務免除」

地方公務員法第35条で、法律又は条例に定めがある場合を除き、職員に職務専念義務があることが規定されている。

職務専念義務の免除は、服務上職員を勤務させないことが適当な場合として使用者に課せられた義務であり、職員の権利として勤務条件の中で保障されている休暇とは異なる側面を持つ。

「組合休暇」

職員が適法な交渉を行う際に認められる休暇。無給。

「リフレッシュ休暇」

勤続年数の節目となる年に健康増進、自己啓発等を図ることを目的に付与される休暇。

「母親学級・父親学級」

保健所、市町村及び病院等が主催する母親学級又は父親学級に参加する場合に付与される休暇。

(2)健康の保持増進のための措置

職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止するために制度化されているストレスチェックの実施状況は以下のとおりである。

○ストレスチェックの実施状況(令和4年度)

(千葉県を含む全市町村・一部事務組合・広域連合(首長部局))

区分	事業 場数 ①	①のうち ストレス チェックを 実施した 事業場数	実施率 (%)	在籍 職員数 ②	②のうち ストレス チェックを 受けた 職員数	実施率 (%)
市	863	845	97.9	42,817	39,218	91.6
町村	54	53	98.1	2,310	2,229	96.5
市町村	917	898	97.9	45,127	41,447	91.8
一部事務 組合等	48	26	54.2	677	395	58.3
合計	965	924	95.8	45,804	41,842	91.4

【用語の説明】

「ストレスチェック」

労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

「メンタルヘルス不調」

精神及び行動の障害に分類される精神障害及び自殺のみならず、ストレス、強い悩み及び不安等、労働者の心身の健康、社会生活及び生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいう。

「事業場数」

令和5年3月31日現在の事業場数(常時50人以上の職員を使用する事業場であるか、常時50人未満の職員を使用する事業場であるかを問わない。)

「在籍職員数」

令和5年3月31日現在で常時使用する職員数。なお、常時使用される職員であるかの判断は、常勤職員のほか臨時・非常勤職員を含め、常態として使用しているかで行う。

(参考)団体別勤務条件(給与以外)等一覧

表 I-3-1 休暇等(その1)

※以下の表は今年度調査を行っていないため、前年度(令和4年4月1日現在)の状況を参考として掲載 令和4年4月1日現在

市町村名	1 公民としての権利行使	2 証人等として出頭	3 骨髄提供休暇	4 ボランティア休暇	5 結婚休暇	6 不妊治療休暇	7 産前休暇	8 産後休暇	9 子の保育		10 妻の出産	11 育児参加	12 子の看護
	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与時間	(対象後期間)	付与日数	付与日数	付与日数
千葉市	必要	必要	必要	5日	6日	6日	8週間	8週間	90分	1年	5日	5日	5日
鎌倉市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	90分	3年	3日	5日	7日
市川市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	90分	3年	5日	5日	5日
船橋市	必要	必要	必要	5日	5日	6日	8週間	8週間	90分	1年	3日	5日	5日
館山市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
木更津市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	4日	5日
松戸市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
野田市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	90分	1年	3日	5日	7日
茂原市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
成田市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	7週間	9週間	90分	1年6月	3日	5日	5日
佐倉市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	90分	1年6月	7日	5日	7日
東金市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	—	7日
旭市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	120分	1年6月	2日	5日	5日
習志野市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	9週間	90分	1年	3日	—	5日
柏市	必要	必要	必要	5日	6日	5日	8週間	8週間	90分	1年	3日	5日	5日
勝浦市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	60分	1年	2日	5日	5日
市原市	必要	必要	必要	5日	5日	12日	8週間	8週間	60分	1年3月	合わせて7日		7日
流山市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	7日
八千代市	必要	必要	必要	5日	5日	—	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
我孫子市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	2日	合わせて15日	
鴨川市	必要	必要	必要	10日	7日	5日	8週間	8週間	90分	3年	2日	5日	5日
鎌ヶ谷市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	—	7日
君津市	必要	必要	必要	5日	8日	5日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	合わせて7日		7日
富津市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	合わせて7日		5日
浦安市	必要	必要	必要	5日	8日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
四街道市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
袖ヶ浦市	必要	必要	必要	5日	6日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
八街市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	2日	5日	5日
印西市	必要	必要	必要	5日	5日	—	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
白井市	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
富里市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
南房総市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	120分	1年6月	3日	5日	5日
匝瑳市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	合わせて7日	
香取市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	3日	5日	7日
山武市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	5日	7日
いすみ市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	7週間	8週間	120分	1年6月	3日	5日	5日
大網白里市	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	60分	3歳未満	合わせて7日		7日
酒々井町	必要	必要	必要	7日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	2日	5日	5日
栄町	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	90分/60分	1年6月/3年	合わせて7日		7日
神崎町	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	90分	1年6月	2日	5日	7日
多古町	必要	必要	必要	5日	7日	5日	7週間	8週間	90分	1年	2日	5日	5日
東庄町	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	90分	1年	3日	5日	5日
九十九里町	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	合わせて7日	
芝山町	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	5日	5日
横芝光町	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	120分	1年6月	2日	5日	5日
一宮町	必要	必要	必要	5日	5日	—	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
睦沢町	必要	必要	必要	5日	7日	—	8週間	8週間	120分	1年3月	3日	5日	5日
長生村	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年6月	3日	5日	5日
白子町	必要	必要	必要	5日	7日	—	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	合わせて7日		7日
長柄町	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
長南町	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
大多喜町	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	2日	5日	5日
御宿町	必要	必要	必要	5日	5日	5日	8週間	8週間	90分	1年	2日	5日	5日
鋸南町	必要	必要	必要	5日	7日	5日	8週間	8週間	90分	1年	3日	—	5日

※ 「—」は、該当する休暇制度がないことを示す
 ※ 付与日数の「必要」は、「任命権者が必要と認める期間」
 ※ 子の保育において対象期間により付与時間が異なる場合
 付与時間:対象期間Aにおける付与時間/対象期間Bにおける付与時間
 対象期間:対象期間A/対象期間B

表 I-3-1 休暇等(その2)

※以下の表は今年度調査を行っていないため、前年度(令和4年4月1日現在)の状況を参考として掲載

令和4年4月1日現在

市町村名	13 短期 介護休 暇	14 夏季 休暇	15 組合 休暇	16 リフレッシュ休暇							17 妊娠 障害	18 生理 休暇	19 母親 学級・父 親学級	20 病気(療養)休暇		21 介護 休暇		
	付 与 日 数	付 与 日 数	付 与 日 数	付与日数							付 与 日 数	付 与 日 数	付 与 日 数	付 与 日 数	上 限 期 間 の 回 数	付 与 日 数		
				10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年時							合計	
千葉市	5日	6日	30日		3日		3日					6日	14日	2日	-	b	ア	A
銚子市	5日	7日	30日			10日		10日				20日	-	2日	-	b	ア	D
市川市	5日	8日	30日		2日	3日	3日	5日				13日	-	2日	-	a	ア	B
船橋市	5日	7日	30日		2日	2日	2日	2日				8日	-	2日	-	a	ア	A
館山市	5日	7日	30日			3日		3日				6日	-	請求	-	a	ア	A
木更津市	5日	7日	-	1日		3日		3日				7日	14日	2日	-	a	ア	A
松戸市	5日	8日	30日									-	-	2日	1回	a	ア	A
野田市	5日	7日	30日	2日		3日		4日				9日	14日	3日	-	a	ア	A
茂原市	5日	7日	30日	3日		5日		5日				13日	-	2日	-	a	ア	A
成田市	5日	8日	30日			4日		5日				9日	-	2日	-	a	ア	D
佐倉市	5日	6日	30日		1日	2日	2日	3日	3日			11日	-	2日	-	a	ア	D
東金市	5日	7日	30日			3日						3日	14日	請求	必要	a	ア	D
旭市	5日	5日	30日			3日		3日				6日	14日	2日	必要	a	ア	A
習志野市	5日	8日	30日	2日		3日		4日				9日	必要	2日	-	b	ア	B
柏市	5日	7日	30日		1日	3日	3日	3日				10日	-	2日	-	a	ア	A
勝浦市	5日	5日	30日			2日						2日	-	請求	必要	b	ア	A
市原市	5日	7日	30日	2日		3日		4日				9日	14日	2日	-	a	ア	D
流山市	5日	8日	30日		3日	3日	3日	4日				13日	14日	2日	必要	a	ア	A
八千代市	5日	8日	30日	2日		2日		3日				7日	-	2日	-	a	ア	D
我孫子市	5日	6日	30日		3日	3日	3日	2日	2日			13日	5日	2日	-	a	ア	B
鴨川市	5日	7日	-		2日	3日	3日	3日				11日	-	必要	必要	a	ア	D
鎌ヶ谷市	5日	7日	30日			2日	3日	5日				10日	-	2日	必要	a	ア	B
君津市	7日	7日	30日	3日		2日	2日	2日	2日			11日	-	2日	-	a	ア	B
富津市	5日	7日	30日	2日		3日		4日				9日	14日	2日	-	a	ア	A
浦安市	3日	8日	30日			3日		3日				6日	-	2日	-	a	ア	A
四街道市	5日	6日	30日			3日		3日				6日	-	2日	-	a	ア	A
袖ヶ浦市	5日	6日	30日	2日		2日		3日				7日	-	必要	-	a	イ	A
八街市	5日	6日	10日			3日		3日				6日	14日	2日	必要	a	イ	A
印西市	5日	7日	30日			3日		5日				8日	-	-	-	a	イ	A
白井市	5日	7日	-			3日		5日				8日	-	2日	-	a	イ	C
富里市	5日	6日	30日			3日	3日	3日				9日	-	請求	-	a	ア	A
南房総市	5日	6日	30日			3日		3日				6日	14日	請求	必要	a	ア	D
匝瑳市	5日	7日	30日	2日		2日		3日				7日	14日	請求	必要	a	イ	D
香取市	5日	8日	30日			3日		5日				8日	14日	請求	必要	a	イ	A
山武市	5日	7日	30日			3日						3日	14日	請求	必要	a	ア	D
いすみ市	5日	6日	30日					3日				3日	14日	2日	必要	a	ア	A
大網白里市	5日	7日	-		2日		3日					5日	-	2日	-	a	ア	A
酒々井町	5日	5日	-			3日		5日				8日	-	2日	必要	a	ア	D
栄町	5日	5日	-			3日		5日				8日	14日	2日	必要	b	ア	D
神崎町	5日	6日	30日			3日		3日				6日	14日	2日	必要	b	ア	B
多古町	5日	6日	30日			3日	3日	3日				9日	必要	2日	必要	a	ア	A
東庄町	5日	6日	30日			3日		3日				6日	-	2日	必要	b	ア	A
九十九里町	5日	7日	30日			3日						3日	14日	請求	必要	a	ア	D
芝山町	5日	7日	30日	2日		3日		3日				8日	14日	請求	必要	b	ア	A
横芝光町	5日	7日	30日									-	14日	2日	必要	b	ア	A
一宮町	5日	5日	-									-	14日	請求	必要	a	ア	A
睦沢町	5日	5日	-									-	14日	請求	必要	a	ア	A
長生村	5日	5日	30日									-	14日	請求	必要	a	ア	B
白子町	5日	5日	30日									-	14日	請求	必要	a	ア	D
長柄町	5日	5日	-									-	14日	請求	必要	b	ア	A
長南町	5日	5日	-			3日	3日	3日				9日	14日	請求	必要	a	ア	A
大多喜町	5日	5日	30日									-	-	2日	必要	b	ア	A
御宿町	5日	5日	-									-	必要	請求	-	a	ア	A
鋸南町	5日	6日	-			2日		3日				5日	-	2日	必要	a	ア	D

- ※ 「-」は、該当する休暇制度がないことを示す
- ※ 付与時間、付与日数の「必要」は、それぞれ「任命権者が必要と認める時間」、「任命権者が必要と認める日数」
- ※ 付与日数の「請求」は、「職員が請求した期間」
- ※ 夏季休暇は、特別休暇の他に職務専念義務免除等がある場合は、合算した日数
- ※ 病気(療養)休暇の区分
(付与日数)
a: 原則、必要最小限の期間とし、連続取得日数の上限を定めている
b: 年間で取得日数の上限を定めている
(1回の上限期間)
ア: 1回の病気休暇の上限期間は90日以内又は3月以内、期間中の給与は減額なし
イ: 1回の病気休暇の上限期間は必要最小限度、給与は90日を超えると半減
- ※ 介護休暇の区分
A: 6か月又は180日以内
B: 1年(年度)につき180日以内
C: 6か月の介護期間終了後なお、介護を必要とする場合は、再度6か月を限度に休暇を取得可能
D: 3年以内

表 I-3-2 ストレスチェックの実施状況(首長部局)(令和4年度)

	事業場数 ①	①のうち ストレス チェックを 実施した 事業場数	実施率(%)	在籍職員数 ②	②のうち ストレス チェックを 受けた 職員数	実施率(%)
千葉市	116	116	100.0	5,231	5,000	94.6
銚子市	20	20	100.0	409	398	97.3
市川市	7	7	100.0	2,887	2,849	98.7
船橋市	120	120	100.0	6,666	6,037	90.6
館山市	6	6	100.0	381	380	99.7
木更津市	10	10	100.0	815	788	96.7
松戸市	34	34	100.0	3,285	2,909	88.6
野田市	18	18	100.0	988	965	97.7
茂原市	15	15	100.0	694	691	99.6
成田市	57	46	80.7	1,215	1,060	87.2
佐倉市	9	9	100.0	1,150	1,061	92.3
東金市	15	15	100.0	480	457	95.2
旭市	13	13	100.0	617	505	81.8
習志野市	68	68	100.0	1,304	1,301	99.8
柏市	8	8	100.0	2,251	2,114	93.9
勝浦市	7	7	100.0	242	216	89.3
市原市	39	39	100.0	1,610	1,439	89.4
流山市	18	18	100.0	1,099	1,066	97.0
八千代市	25	23	92.0	1,535	988	64.4
我孫子市	42	42	100.0	946	761	80.4
鴨川市	17	17	100.0	366	366	100.0
鎌ヶ谷市	5	5	100.0	608	454	74.7
君津市	60	60	100.0	841	823	97.9
富津市	11	11	100.0	442	393	88.9
浦安市	26	26	100.0	1,185	1,139	96.1
四街道市	5	5	100.0	500	469	93.8
袖ヶ浦市	1	1	100.0	571	484	84.8
八街市	9	9	100.0	489	475	97.1
印西市	17	17	100.0	725	708	97.7
白井市	10	5	50.0	380	317	83.4
富里市	5	5	100.0	355	345	97.2
南房総市	4	4	100.0	439	364	82.9
匝瑳市	8	8	100.0	298	269	90.3
香取市	20	20	100.0	573	449	78.4
山武市	10	10	100.0	458	401	87.6
いすみ市	1	1	100.0	447	445	99.6
大網白里市	7	7	100.0	335	332	99.1
酒々井町	3	3	100.0	146	129	88.4
栄町	1	1	100.0	154	152	98.7
神崎町	4	4	100.0	83	83	100.0
多古町	3	3	100.0	185	185	100.0
東庄町	3	2	66.7	106	106	100.0
九十九里町	3	3	100.0	179	179	100.0
芝山町	5	5	100.0	150	148	98.7
横芝光町	12	12	100.0	189	183	96.8
一宮町	1	1	100.0	126	126	100.0
睦沢町	1	1	100.0	133	121	91.0
長生村	1	1	100.0	109	109	100.0
白子町	4	4	100.0	138	138	100.0
長柄町	3	3	100.0	109	103	94.5
長南町	1	1	100.0	110	92	83.6
大多喜町	1	1	100.0	184	180	97.8
御宿町	6	6	100.0	124	121	97.6
鋸南町	2	2	100.0	85	74	87.1

表 I-3-2 ストレスチェックの実施状況(首長部局)(令和4年度)

	事業場数 ①	①のうち ストレス チェックを 実施した 事業場数	実施率(%)	在籍職員数 ②	②のうち ストレスチェッ クを 受けた 職員数	実施率(%)
三芳水道企業団	0	0	—	0	0	—
長門川水道企業団	0	0	—	0	0	—
国保国吉病院組合	0	0	—	0	0	—
君津中央病院企業団	0	0	—	0	0	—
千葉県市町村総合事務組合	2	0	0	30	0	0
東葛中部地区総合開発事務組合	2	0	0	13	0	0
鋸南地区環境衛生組合	2	0	0	22	0	0
佐倉市、酒々井町清掃組合	1	1	100.0	16	16	100
東金市外三市町清掃組合	1	0	0	30	0	0
山武郡市環境衛生組合	1	0	0	17	0	0
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	2	0	0	22	0	0
印旛衛生施設管理組合	1	0	0	7	0	0
印西地区衛生組合	1	1	100.0	5	4	80
東総衛生組合	1	1	100.0	10	10	100.0
夷隅環境衛生組合	1	0	0	19	0	0
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	1	0	0	12	0	0
一宮聖苑組合	2	1	50.0	3	1	33.3
印旛利根川水防事務組合	1	1	100.0	1	1	100.0
布施学校組合	1	1	100.0	1	1	100.0
千葉県競馬組合	1	0	0	31	0	0
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	1	0	0	4	0	0
君津郡市広域市町村圏事務組合	2	2	100.0	35	34	97.1
安房郡市広域市町村圏事務組合	1	0	0	13	0	0.0
四市複合事務組合	4	4	100.0	89	88	98.9
長生郡市広域市町村圏組合	4	4	100.0	59	58	98.3
匝瑳市横芝光町消防組合	0	0	—	0	0	—
山武郡市広域行政組合	4	4	100.0	63	62	98.4
香取広域市町村圏事務組合	3	3	100.0	50	47	94
佐倉市八街市酒々井町消防組合	0	0	—	0	0	—
東総地区広域市町村圏事務組合	4	0	0	23	0	0
印西地区消防組合	0	0	—	0	0	—
九十九里地域水道企業団	0	0	—	0	0	—
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	1	1	100.0	9	9	100
印旛郡市広域市町村圏事務組合	1	1	100.0	11	11	100.0
北千葉広域水道企業団	0	0	—	0	0	—
東総広域水道企業団	0	0	—	0	0	—
君津富津広域下水道組合	0	0	—	0	0	—
八匠水道企業団	0	0	—	0	0	—
山武郡市広域水道企業団	0	0	—	0	0	—
印西地区環境整備事業組合	1	0	0	29	0	0
南房総広域水道企業団	0	0	—	0	0	—
千葉県後期高齢者医療広域連合	1	1	100.0	53	53	100.0
かずさ水道広域連合企業団	0	0	—	0	0	—
市	863	845	97.9	42,817	39,218	91.6
町村	54	53	98.1	2,310	2,229	96.5
市町村	917	898	97.9	45,127	41,447	91.8
一部事務組合等	48	26	54.2	677	395	58.3
合計	965	924	95.8	45,804	41,842	91.4